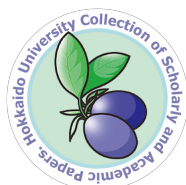




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	宣統十六年の清室古物問題（一）：故宮博物院成立史の再検討
Author(s)	吉開，将人
Citation	北海道大学文学研究科紀要，144，47(右)-71(右)
Issue Date	2014-11-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57477
Type	departmental bulletin paper
File Information	144_02_yoshikai.pdf



宣統十六年の清室古物問題（一）——故宮博物院成立史の再検討——

吉 開 将 人

はじめに

一、問題の所在

〔以上、本篇〕

二、前提としての「優待条件」——清室の模索

〔以下、続篇〕

三、私有財産としての清室古物

四、民国内務部の対応

五、清室の反転攻勢

六、交錯する思惑——主導権をめぐる争い

七、競合の条件を用意したもの

八、故宮博物院の成立をいかに理解するか

九、おわりに

はじめに

今からちょうど九十年前の一九二四年十一月五日、北京の紫禁城に居座り続けてきた清朝最後の皇帝、宣統帝溥儀が、その居城から退去させられた。事の発端は、中華民国大總統の曹錕に対し、馮玉祥が起こした政変（以下、北京政変）にあった。こうして、退位後、十二年もの長きにわたり、紫禁城の内に流れ続けてきた清朝固有の時間は、宣統十六年のこの日をもって断絶し、禁苑の外の民国十三年という時間が、ついに紫禁城全体を包み込んだのである。

溥儀の出宮の結果、翌一九二五年十月、紫禁城内に成立したのが、故宫博物院である。一九四九年の中華人民共和国の建国を経て、紫禁城と中国大陆に残された故宫文物は、共産党政権の管理下に入った。それが今日の北京の故宫博物院である。しかし、本来の故宫文物の核となる部分は、一九四八年末から翌四九年にかけて、国民党政権により台湾に移された。今日、台北に国立故宫博物院が存在するのは、そのためである。

これら二つの故宫博物院は、その帰属する国家と同じく、ともに歴史的正統性を主張して譲らない。それら二つの故宫博物院が語る成立の歴史も全く同じものであり、一九二四年十一月の溥儀の退去をもって説き出される。⁽¹⁾ 清朝の遺産を受け継ぐこと、それこそが歴史の正統性の根源にほかならないのである。

こうした故宫博物院成立をめぐる公定史の原型は、すでに一九二九年十月には形を成していた。⁽²⁾ 溥儀の出宮から五年、故宫博物院の成立から四年目のことである。一九二八年、蔣介石の下で「北伐」が完成し、北京が北平に改称されて南京に首都の地位を明け渡した年の十月、故宫博物院は、正式に南京国民政府の直属機関（後に行政院の直属機

関に格下げ」として位置付けられ、それまでの不安定な地位から脱却した。それに伴って公定史となり、以後、継承されているのが、溥儀の出宮から説き起こされる故宮博物院の成立史なのである。

しかし、故宮博物院の成立を一九二四年十一月から説く場合、それがなぜ退位による清朝支配の終焉から十三年目にこの時だったのかという点については、溥儀の出宮を決定付けた北京政変を、当時の軍閥抗争の中で説明する以外に方法がない。またなぜその必要があったかという点についても、退位後の溥儀の振る舞いを問題視し、清朝による国家統治を回復しようとする動き（以下、復辟）の危険性を強調する以外、十分な答えを用意しえない。

近年では、台北・北京故宮博物院の双方で、そうした公定史の「前史」として、一九一四年にさかのぼって紫禁城の一角に開設されていた内務部古物陳列所の存在が重視されるようになって⁽³⁾いる。歴史の語り方に、変化の兆しが現れているのである。しかしながら、北京政変を契機として物語る限り、故宮博物院はつまるところ一つの歴史的事件の結果、偶然の産物にほかならず、その「前史」は、あくまでも逸話としての位置付けを超えるものではない。同様に、退位後の溥儀の振る舞いと復辟の危険性を要因として強調するのは、紫禁城とその文物を接収した側の「後付け」的釈明という批判を免れないものである。

一九二四年十一月の溥儀出宮に先立つ時期、紫禁城という空間と、後に故宮文物として「国宝」の地位を与えられることになる各種の「古物」⁽⁴⁾は、いかなる現実の下に置かれており、それが溥儀の出宮や故宮博物院の成立にどのような影響を与えたのか。本論文では、こうした関心から、従来十分な検討がなされなかった幾つかの史料と分析視角とによって、故宮博物院成立史について再検討を試み、公定史に代わる新たな歴史像を提示したい。二つの故宮博物院は、来たる成立九十周年の日を、果たしていかに喜ぶべきであろうか。

一、問題の所在

(1) 時代状況

一九二四年、すなわち溥儀にとつての宣統十六年は、住み慣れた場所から追い出された人生最大の転機であつた。一方で、故宮博物院側から見れば、民国十三年は博物院成立の契機となつた年である。しかし、以下に見るように、それを中国近代史の流れの中に置くと、全く違つたものが見えてくる。

一九一一年の辛亥革命の後、一九一二年一月、臨時大總統孫文の下で、南京を首都として成立した中華民国は、同年二月の清朝宣統帝の退位と、それに続く袁世凱の臨時大總統就任を経て、歴史の舞台を北京に移す。以後、一九二八年に蔣介石を首班とする南京国民政府の統治下に入るまで、軍閥混戦状態の中、中華民国の首都は一貫して北京であり続けたのである。この時期の中華民国政府を北京政府という。宣統十六年の出来事は、この北京政府下で起きたものである。

当時の北京政府は、一九二三年の国会で大總統に選出された曹錕が最高実力者としての地位にあつた。大總統への選出の場となつた国会は、金銭的補助を約束して召集されたものであつたため、「賄選」国会と揶揄され、曹錕の大總統就任の正当性にも批判が向けられてきた。しかしその政権を歴史の中に置いて見ると、奉天（現瀋陽）の張作霖、洛陽の呉佩孚との均衡を保ちながら、はるか広州の孫文の動向を視野に入れつつ、積極的な政治を展開しようとしていた姿が見えてくる。

例えば、外交では中ソ関係樹立の動きがある。ロシアのソビエト政権を核として一九二二年に成立したソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連）との間に、一九二四年五月、曹錕の北京政府は初めて外交関係（「中俄解決懸案大綱協定」）を結んだのである。⁽⁵⁾これを機に、一九一九年のカラハン（Karakhan）宣言以来、ソビエト＝ロシアおよびソ連新政権によって繰り返し提起されてきた、旧ロシア帝国が旧清朝から獲得した権益の放棄が、現実味を帯びることになる。その中には、北京政府に債務として重くのしかかっていた、一九〇〇年の義和団事件に対する賠償金（庚子賠款＝以下、庚款）を放棄するという条項も含まれ、他の列強諸国との間の庚款に対する同様な期待が、北京政府下において一気に高まることになった。

第一次世界大戦に参戦した北京政府が、戦勝国でありながら列強諸国から冷遇され、中国社会における対外ナショナリズムの高まりを招いたことは、一九一九年の五・四運動の勃発に象徴される通りである。中国をめぐる国際的緊張を背景に、北京政府は戦勝国として、敗戦国ドイツとオーストリアが中国に持っていた利権の回収にまずは成功する。そして、中国ナショナリズムの高揚と、新興国ソ連の新たな動向に刺激された列強各国は、以後の庚款を放棄し、それを中国国内各種事業の財源とすることを、相次いで北京政府に申し入れるのである。

当時、曹錕政府は、外交面だけではなく内政面においても、積極的な取り組みを見せていた。曹錕が大總統に選出した一九二三年十月の国会では、清末以来の試行錯誤の果てに、中国初の憲法がついに制定された。この中華民国憲法は、歴史的には「賄選」憲法として貶められるものではあるが、条文には画期的な内容も含まれていた。本論文との関連で言えば、政府が教育文化振興に主体的に取り組むことを明記したのが、注目に値する点である。一九二四年の清室古物問題も、以上のような歴史的条件の中で理解されなければならない。

宣統十六年の清室古物問題（一）

またこの時期は、国内学術界をめぐっても、新たな動向を見ることができ、清朝考証学に象徴される旧来の学問は、士大夫個人とそれを取り巻く個のネットワークを基礎としたものであった。ところが、清末・民国初年の近代学術受容期を経て、この時期になり、知識人たちの組織的な研究活動が現れてくる。学術は、個人から組織の時代へと転換したのである。一九二二年一月には、国外留学組を中心に、国立北京大学研究所国学門が発足し、伝統学術の近代化が模索され、各種研究組織の立ち上げが行なわれた。本論文に関係するところでは、一九二二年五月の整理檔案会（後に明清史料整理会）、一九二三年五月の古蹟古物調査会（後に考古学会）の成立を特記すべきであろう。^⑥その構成員の多くは、一九二五年の故宮博物院成立に関わる人物である。彼らはそれに先立つこの時期、「故宮」となる前の紫禁城を、すでに「外」から注視していたのである。

新たな時代の動きは、そこから漏れる人々をも生み出す。伝統学術から近代学術への転換と知識人の新旧交代の中で、旧清朝関係者を中心とする旧世代の知識人、すなわち清の「遺民」^⑦たちの受け皿の一つとなったのが溥儀の「清室」^⑧であった。^⑨清室はこの時期、様々な現実^⑩に直面し、彼ら遺民たちを動員して主体的に改革を進めようとしていた。それらの中には、本論文が主題とする清室古物問題に直結するものも含まれる。全ては、北京政変により水泡に帰したが、それらの試みの中には、上記のような国際環境・民国政府・民国学術界など、禁苑の「外」の動向と関連付けながら、歴史的に再検討すべき問題が少なからず存在するのである。

（2）研究史

こうした時代背景の中で、宣統十六年の清室古物をめぐる動きを読み解き、溥儀の出宮に至るまでの歴史を紐解く

うとするのが、本論文の目的である。

故宮博物院の成立をめぐる、かつて筆者は一度関心を持ち、「博物館史」「文化史」的「通史」の中でそれを理解することを目指した。しかし、「通史」的理解をいくら深めても、歴史的因果関係を明らかにすることにはならず、解決の道筋を見出せずに挫折した。⁽¹⁰⁾その後、庚款を転用して行なわれた北京政府と日本政府との間の国際文化事業に「学術史」的関心を寄せ、さらに民国期の学術に関する諸問題を、その背後にあった「政治史」的動向と関連付けながら検討する中で、先の課題も「博物館史」「文化史」としてではなく、「学術史」「政治史」として、時代背景の中に置いて考察し直す必要があると考えようになった。

もともと、溥儀退位後の清室をめぐる、忘れ去られた故事、すなわち「軼事」としての歴史的関心から、主に研究が進められてきた。⁽¹³⁾ところが近年、これまで中国史学、とりわけ近代史研究を規定してきた「革命史観」に対する見直しが進む中で、清末から民国期にかけての、辛亥革命を間に挟んだ歴史の連続性が、特に政治史分野において、多くの研究者の関心を集めるようになった。その中には満洲国へと連なる歴史の連続性も含まれる。こうして、辛亥革命後の清室・満人問題、および民国政府との間で結ばれた地位協定というべき「(清室)優待条件」(以下、優待条件)への関心が、急速に高まりを見せたのである。⁽¹⁴⁾

このような中国近代史研究における革命史観の後退は、近年の歴史学一般における「近代」概念の見直しの潮流とも結び付いて、辛亥革命を挟む時期の文化史研究の領域にも及んだ。そしてそれが、中国博物館史、ひいては故宮博物院史見直しの機運を生み出したのである。⁽¹⁵⁾

特筆すべきは、一部の研究者の間で、本論文でいうところの清室古物が、清室の私有財産か民国の国有財産かとい

う問題を軸に、故宮博物院成立の歴史的前提、およびその未解決の歴史的課題として注目されるに至ったことである。故宮博物院史をめぐるこうした問題が意識されることは、これまでなかったわけではない。⁽¹⁶⁾しかし以下に論評する張碧恵・大出尚子・季劍青の三氏による業績は、この問題をめぐる制度史的位置付け、後世への歴史的影響、関与者の複合性などの諸問題を明らかにした点で、従来のものとは一線を画す成果である。

張碧恵氏は、一九一二年に清朝と民国との間で結ばれた「（清室）優待条件」が故宮博物院成立の歴史的前提であったという認識を軸に、一九一四年の内務部古物陳列所の設立や、翌一九一五年の「（清室優待条件）善後辦法」、一九二四年の溥儀出宮に際する「修正優待条件」の制定を、一系列の歴史として分析した。故宮博物院成立をめぐる公定史の「前史」の部分で、「故宮博物院史」としてではなく、民国「制度史」の中で論じたという点で、画期的な業績である。しかし「国家」に吸収される流れを追求するあまり、関心が北京政府側の動向に偏り、そのもう一つの当事者である清室への眼差しが、議論から欠落する結果となっている。

こうした張氏の研究に関連してここで言及すべきものに、近年における民国初年の文物「法制史」研究の流行がある。⁽¹⁸⁾ところが、それらはいずれも通史的関心に立脚したものであり、しかも例外なく編纂史料集に過度の依拠をしていて、成果としてほとんど違いがない。その点、張氏の研究は、中国第二歴史檔案館で新史料の発掘を試みた点に特長があるが、他の研究と同じく、史料集に依拠したと思われる部分については、同様の誤りを免れていない。⁽²⁰⁾

一方、大出尚子氏は、満洲国史への関心から満洲国の博物館事業について研究する中で、その前史として、清末奉天（現瀋陽）の盛京清宮および北京政府時期の紫禁城の博物館設置をめぐる取り組みを検討した。満洲国における博物館政策が変化した背景に、清朝からの連続性を断ち切ろうとする動きを読み取り、その前提として清室古物をめぐ

り清末・北京政府期以来繰り返されてきた、清室主導の古物保存と博物館構想を歴史的に再評価した点に特長がある。清室古物と清朝再興の復辟をめぐる動きとの関係性は、これまで故宮博物院史の問題として注意されてきたが、それを満洲国時期にまで広げて検討したことは、画期的な成果である。また清末の盛京清宮と北京政府時期の紫禁城で清室古物の保存と博物館開設を目指した満人官僚金梁に注目し、後に満洲国博物館事業の基礎となる東三省博物館の創設に至る過程を、清末以来の歴史的連続性の中で検討したことも、特筆すべき点である。しかしながら、満洲国を帰着点として設定した結果、金梁のようにその脈絡の中に活動を位置付けられる人物のほかは、視野から漏れる結果となっている。清室古物の保存に奔走した清遺民は金梁一人ではなく、金梁の動向もまたその中に置いて相対化されなければならないのである。

季劍青氏は、この点を明確に認識し、清末から一九二五年の故宮博物院成立までの清室古物をめぐる多様な関与者と、その交錯した思惑について多角的な検討を試み、画期的な成果を発表した。故宮博物院成立以前に、清室古物をめぐって、清室、金梁などの清遺民、およびそれと緊張関係にあった北京政府以外に、なおも関与者がいたことについては、これまで全く注意されなかったわけではない。⁽²²⁾しかし、それを故宮博物院史や「博物館史」の問題としてではなく、「政治史」「文化史」的関心に基づく民国史研究の成果として提示したことに意義がある。

季氏の研究に関連して言及すべきことに、民国史研究の領域で近年勢いを増す「學術史」の潮流がある。そこで注目される人物には、宣統十六年の清室古物問題への関与者も含まれる。清遺民の羅振玉と王国維、および国立北京大学研究所国学門に集まる民国知識人たちである。⁽²³⁾季氏の研究においても、清室と民国政府との間の「政治史」的展開という歴史の縦糸に、これらの人々の動向が横糸として織り込まれ、研究に「文化史」としての色合いを添える結果

宣統十六年の清室古物問題（一）

をもたらししている。しかしその一方で、大出氏が注目した金梁など、學術史上の主要人物でない関係者は、主たる関心の外に追いやられているのである。

これに関連し、さらに言及すべき点として、近年の歴史学界における清遺民全般への関心の高まりがある。旧来は「軼事」的関心に基づいて清遺民への関心が存在したが、最近では上述したような革命史観の後退や學術史研究の隆盛を背景に、清遺民の思想や彼らの活動について、主に「文化史」的関心から、重要な成果が発表されているのである。²⁴ そうした業績の中には、宣統十六年の清室古物問題に関わる議論も含まれるが、季氏を含め、以上に列挙した諸研究では、それが十分に参照されているようには見られない。

また、民国學術史に関する諸研究では、当時の「漢学」（支那学）の国際性を反映し、海外の同時代的展開にも広範な注意が向けられている。ところが、季氏による清室古物問題の検討において、その視野はなおも国内、それも北京だけを主としているように見受けられる。上述した庚款問題などは、本課題と関連付けながら、国際的視野の中で論じられるべき課題である。

（3）問題の提出

以上の研究史を踏まえ、特に張碧恵・大出尚子・季劍青の三氏による成果を継承しながら、本論文では、宣統十六年、すなわち一九二四年の清室古物問題について再検討を試みる。目指すところは、とりわけ季劍青氏のそれと重なり、屋上屋を架すところも少なくないが、それを含めた従来の諸研究に対しては、以下の幾つかの点において、新たな研究としての意義を強調することができよう。

清室財産という枠組みの中での古物問題の再定位

まず本研究は、本来別々の問題であった清室の改革問題と清室古物の存在が、清室財政の困窮をきっかけに、一九二二年から一九二四年にかけて一つの問題として結び付いたという点を、議論の土台とする。注目するのは、当時清室内部のみならず、それと緊張関係にあった民国政府や知識人の中において、清室古物をめぐる問題が、陶磁・金工・書画などのいわゆる「古物」だけではなく、『四庫全書』のような古籍、および当時「皇産」と呼ばれた清室所有の「産業」（不動産）を含めた問題として、認識されていたという事実である。故宮博物院成立史に直結するのはいわゆる「古物」の問題だが、それは古籍とあわせて考察されるべきものであり、また同時代において、それらは皇産を含む清室財産全般の処遇をめぐる問題の一部であったことを再認識する必要がある。⁽²⁶⁾

民国内務部と曹錕政府の再評価

第二は、本研究が民国政府の内務部を当該問題の当事者として重視する点である。宣統十六年の清室古物問題をめぐって、これまでの研究者の多くが関心を向けたのは、溥儀その人や、清室の家産機構である内務府、および清遺民であった。しかしながら、一九一四年に袁世凱の下で民国政府と清室との交渉結果として制定された「優待条件」善後辦法（一九一五年一月公布）では、「（民国）政府は、清皇室に対して、優待条件に照らし、宗廟・陵寢およびその原有の私産などを保護し、一切の事務は、専ら（民国）内務部をもって主管の役所とする」と規定されていた。⁽²⁷⁾これを踏まえるならば、民国内務部が清室古物問題をめぐるもう一つの当事者であることが、改めて認識されなければならない。

従来の研究の多くがそれを軽視していた理由は、上で指摘した革命史観からの、為政者である大總統曹錕と政府に対する、「軍閥」政権としてのマイナスの評価、その憲法制定・大總統就任をめぐる正当性の疑義によるところが大きい。一九二三年十月発布の憲法は、旧来の憲法草案や約法に欠落していた「国権」と「地方制度」の区分の明確化、文化・教育の重視など、幾つかの特長を持つが、「賄選」憲法というレッテルを張られ、十分な検討が加えられずにいる。²⁸その政策に対する関心が低いのも当然である。

しかしながら、北京政変以前に民国内務部主導で行なわれた政策には、公私財産の区分を明確化することで清室古物問題の解決を目指そうとする試みなど、高く評価すべきものが含まれている。²⁹故宮博物院成立をめぐる公定史がこれまで強調してこなかった点の一つに、溥儀出宮直後、その処理のために北京政府が組織した「辦理清室善後委員会」（以下、善後委員会）が、紫禁城に残された財産の「公私之性質」を辨别することを主な任務としていたという事実がある。³⁰当時の内務部の試みは、その先駆として評価されるのである。

内務部「古籍古物暨古蹟保存法案」

第三に、民国内務部による同時期の施策として今回特に重視するものに、一九二四年六月の「古籍古物暨古蹟保存法」立案がある。本法案は、国会で可決されるまでに至っていれば、中国初の文化財保護法となる可能性を持っていた。ところが、北京政変によって制定の機を逸したため、近年盛んな民国初年の文物「法制史」研究においても、全く見落とされるか歴史的経緯として触れられるにとどまり、具体的に検討されたことがない。故宮博物院成立史や清室古物問題をめぐる諸研究でも、この法案について言及するのは季劍青氏だけであり、それもまた具体的内容を踏ま

えた議論ではない。⁽³¹⁾しかし、今回明らかとするように、本法案は当時の清室古物問題を背景の一つとして成立したものであり、また法案の公表が清室古物をめぐる議論を左右したことが確認されるのである。

本法案は、一九二三年の中華民国憲法で規定された、政府による教育文化振興への取り組みを具体化したものであった。一九二四年には、これに前後して、憲法の規定を具体化する動きが他にも現れている。四月の大總統名義での京師図書館に対する「国立図書館」としての振興策、五月の教育部歴史博物館を核とする「華洋博物院」（後に「中華博物院」）構想の発表（八月に大總統への支援要請）、八月の教育部歴史博物館の紫禁城午門での試行開館、同月の内務部「国立博物院」の認可申請などである。⁽³²⁾これらの動きは全て北京政変によつて頓挫し、今日、歴史的に評価されることは稀である。しかし、憲法での規定が政府主導の政策へと広汎な展開を見せつつあったことは、注目されるべきである。一九二四年の清室古物問題をめぐる対応を含め、曹錕時期の諸政策は再検討に値する。

内務部古物陳列所の再定位

第四は、北京政府の重要な施策の一つ、内務部古物陳列所についてである。一九一四年に熱河・瀋陽清宮の清室古物をもとに成立した内務部古物陳列所に対しては、本論文の冒頭で述べたように、近年では故宮博物院側からそれを重視する動きが現れ、故宮博物院的の成立に関する上記の諸研究でも例外なく言及がなされている。

しかし、それを故宮博物院成立の単純な「前史」として理解するならば適當ではない。故宮博物院の公定史の中に、古物陳列所がこれまで位置付けられてこなかったのには、正当な理由がある。一般には注意されない事実だが、一九二五年に故宮博物院が成立した後も、古物陳列所は存続した。紫禁城内に、故宮博物院と古物陳列所が並存したので

宣統十六年の清室古物問題（一）

ある。それが収蔵する清室古物は、一九四六年と一九四七年の政府の決定により、首都南京に新設された中央博物院と北平（旧北京）の故宮博物院がそれぞれ接收し、「旧紫禁城全部」が故宮博物院の管理下に入ったのは一九四八年十月、実に故宮文物の台湾移転が始まる二ヶ月前のことであった。⁽³³⁾

つまり、古物陳列所の歴史は、一九二五年の故宮博物院成立の単純な「前史」ではありえない。一九二五年の紫禁城は、善後委員会（十月から故宮博物院）、内務部古物陳列所、教育部歴史博物館という、全く異なる由来を持つ三つの「博物館」が分割管理する空間であった。一九二四年の清室古物をめぐる諸構想は、溥儀出宮をもつて完全に廃絶、あるいは全て故宮博物院に吸収されたわけではないことを再認識する必要がある。

清室古物問題をめぐる国際環境

第五は、清室古物問題をめぐる国際環境という視点である。これまでの研究において、溥儀の処遇をめぐる駆け引きなど、溥儀出宮後については日本など諸外国との関係を重視する議論は少なくない。しかし出宮以前については、清室古物と日本との関係を取り上げた呉十洲氏や、清室古物保全の見地から列強諸国の介入を期待したジョンストン（Johnston, Reginald F.）・羅振玉・金梁らの思惑に関する、季劍青氏の若干の議論があるにすぎない。⁽³⁴⁾

先に時代背景として概観したように、当時の曹錕政府は、国内諸軍閥との競合関係の中で、ソ連との外交関係の樹立を目指し、列強諸国の庚款放棄を画策するなど、対外的に積極的な政策を展開していた。庚款への期待は、上述した曹錕時期の民国政府による教育文化事業の多様な構想と関係するものであり、その運用をめぐり、北京政府の下に複雑な競合関係が展開したのである。後述するように、清室の中にもその競争に加わろうとする動きがあった。⁽³⁵⁾ この

方面からも、曹錕時期の北京政府の政策は再検討の必要がある。

史料の問題

第六は、史料に関わる諸問題である。本論文では、同時代の政府刊行物・新聞を柱に、清遺民の日記・文集・書簡集を多用し、溥儀の英国人側近ジョンストンの『紫禁城の黄昏』や、溥儀その人の『わが半生』⁽³⁷⁾など、後日の回顧録的性質を持つ史料は、内容を吟味して補完史料として用いることにする。

従来、清室古物問題や故宮博物院成立史についての既存の研究の多くは、これら『紫禁城の黄昏』『わが半生』に少なからず依拠してきた。しかし、回顧録的性質を持つため、両者には個々の出来事の具体的時期を示す記述がほとんど見られない。そのため、多くの場合、歴史的位置付けを欠いたまま、それに見合う程度の引用がなされるにとどまる。溥儀の『わが半生』が、ジョンストンの『紫禁城の黄昏』に加え、溥儀の側近の一人であった鄭孝胥の日記（『鄭孝胥日記』⁽³⁸⁾）を参照していることは、各所での引用によって明らかである。⁽³⁹⁾それにもかかわらず、従来の研究は、溥儀が言及する事実、さらにはそこに結び付くジョンストンの記述が、具体的にいつのことであるかについて、『鄭孝胥日記』を利用して確定する作業を怠ってきた。本論文では、『鄭孝胥日記』を軸に、最近公刊されたもう一人の溥儀の側近紹英の日記（『紹英日記』⁽⁴⁰⁾）をあわせ参照することで、個々の事実の時系列的位置付けを明確化させながら、二つの回顧史料の新たな活用を図りたい。

史料批判の問題

日記史料は、これら二つの回顧史料の考証以外にも有用である。その一例として、先行研究の多くが清遺民の動向を知る手がかりとして利用する『羅振玉王国維往來書信』所収の「王国維致羅振玉（一九二四年四月二十四日）」と題する二通の書簡を見てみよう。

二通の書簡の文末には、ともに「廿一日」と記述がある。書簡の中で当日の出来事として記されるのは、溥儀の離宮頤和園への行幸であり、それに関連して先日（の出来事として記されるのは、溥儀の側近ジョンストンの頤和園管理者への任用である。当該史料集の編者は、ジョンストンの頤和園管理者への任用を旧暦三月十七日（新暦四月二十日）の出来事と認識し、この書簡そのものの日付けを旧暦三月二一日（新暦四月二十四日）と推測したようである。⁽¹⁾ところが、日記史料から見ると、ジョンストンの任用は旧暦三月十七日の一度だけでは実現に至らず、旧暦四月二十日（新暦五月二三日）に再び行なわれたこと、また旧暦三月二一日に頤和園行幸の事実はなく、むしろ旧暦四月二一日（新暦五月二十四日）に実施されていることが確認できる。⁽²⁾少なくともこれら二通の書簡については、旧暦四月二一日、すなわち新暦一九二四年五月二十四日のものとして歴史的に位置付け直す必要がある。従来の研究が依拠してきた史料の中で、転記の誤りや誤植ではなく、考証の誤りによって問題の所在を見誤らせた事例の一つである。

編纂史料集の問題

史料批判・考証の問題に関連し、先行研究に見られる編纂史料集過信がもたらす弊害について、最後に指摘しておきたい。史料集収録の史料には、重大な誤りが存在する場合がある。例えば、故宮博物院成立史に関係する上記の諸

研究の多くが言及する事実として、北京政府による一九一四年の「中華博物院」構想がある。根拠となっているのは、史料集に収録された民国三年の日付けを持つ、一つの歴史文書（以下、檔案⁽⁴³⁾）である。これを事実とすれば、溥儀出宮以前の北京では、民国成立から間もない時期に、清室の処遇はもちろん、清室古物を收藏展示する内務部古物陳列所や、旧国子監を基礎とした教育部歴史博物館の体制も定まっていなかった状況の中で、民間主導による総合的博物館として「中華博物院」構想が政府に提案されていたことになる。しかしながら、当該史料中に見える零細な記事を歴史の中に探り、関連史料を広く探し求めるなら、それが民国三年ではなく民国十三年、すなわち一九二四年の史料であることは明らかである。⁽⁴⁴⁾ 清室古物に各方面から関心が寄せられ、様々な主体による構想と実践がなされようとしていた曹錕時期の史料として見るなら、その内容はきわめて理解しやすく、それが新たに提起する問題も大きい。年代転記もしくは編集の誤りのために、問題の所在が見過ごされてきた事例の一つである。

こうした状況を鑑み、本論文では、史料批判を重視して以下で検討を進めていきたい。なお、漢文史料は当用漢字化（俗字・異体字は正字を採用）、和文史料は現代仮名遣いに統一し、句読点を適宜加えた。また、特記しない限り、以下、一律新暦（陽暦）での年月日表記である。

以上、長々と問題の所在について論じてきた。故宮博物院の成立を宣統十六年の清室古物問題として同時代史的に考察することで、それを取り巻く現実が多極的な構造の中に見えてくる。その絡み合った歴史を解きほぐした時に現れるものは、公定史とは異なる、故宮博物院成立をめぐる新たな歴史的評価である。

《以下、続篇》

宣統十六年の清室古物問題 (一)

【註】

- (1) 国立故宮博物院編『故宮七十星霜』台北・台灣商務印書館、一九九五年、および王樹卿ほか『故宮博物院歷程 (一九二五～一九九五)』北京・紫禁城出版社、一九九五年。
- (2) 栗亭(吳羸(景周・景洲))『故宮博物院前後五年經過記』『故宮週刊』一、北平・故宮博物院出版物發售室、一九二九年、第四版(同 一〇一、一九三一年、第四版まで連載、後に吳羸『故宮博物院前後五年經過記』北平・故宮博物院、一九三二年(吳景洲『故宮五年記』上海・上海書店出版社、二〇〇〇年)再刊)。
- (3) 宋兆霖『中国宮廷博物院之權輿——古物陳列所』台北・国立故宮博物院、二〇一〇年、および李福敏『古物陳列所大事記』故宮博物院編『故宮博物院八十年』北京・紫禁城出版社、二〇〇五年、三四二～三四八頁。故宮博物院成立の前提条件として内務部古物陳列所を評価する試みは、当事者である台北・北京の故宮博物院以外では、すでに一九九〇年代から現れていた。吳十洲『紫禁城的黎明』北京・文物出版社、一九九八年参照。
- (4) 本論文では、便宜的に「古物」という語句によって、今日的な意味での歴史的文化財・美術品一般を指すことにする。「文物」「文化財」という利便性の高い語句を使わないのは、それが近代国家や權威による価値付けを前提とした、きわめて現代性の強い語句だからである。本論文はそれらの国宝化の過程そのものを再検討することを目的としており、議論の対象には、紫禁城内の「陳設」(調度品)や書庫の文献など、当時の紫禁城においては「宝物」ではなく「実用品」としての性質が強かった品々を含んでいる。それらを包括して、あえて古物という中性的な語句を用いた次第である。
- (5) 当時の中ソ外交に関連して、隣国モンゴルとの関係に変化が生じたことも見逃せない。中国の支配から離脱して、一九二一年にソビエト政権の支援を受けて外蒙古に建国されたモンゴル国の君主ボグド・ハーン(Bogd Khan)が死去したのは、一九二四年四月のことである。そして、ソ連と北京政府との間に結ばれた同協定において、外蒙古の中華民国への帰属が確認されたのである。北京政府にとって、重要な領土問題の一つであった外蒙古帰属問題が一応の解決の見通しを得たことは、清末以来の辺境の危機に苦しむ中国にあつては、久しぶりの朗報であつた。しかし、ソ連はこの時期、南方の孫文政権とも接触を持ち、世界革命を目指すコミンテルンの指導の下、一九二四年一月、広州でいわれる国共合作が成立、中華民国における民族自決と連邦制の実施が宣言され、以後、共產主義思想の非漢族による受容と伝播を背景に、若手民族エリート層によって新たな民族関係が模索されていくことになる。溥儀が

紫禁城から追われ、かつて清朝と中華民国との間で結んだ取り決めが破棄される中で、清朝国家を継承する中華民国の宗旨の一つであった「五族共和」の理想は破綻した。こうした現実が、モンゴル民族の動向にいかなる影響を及ぼしたのかという点は、検討に値する問題である。

- (6) 国立北京大学研究所国学門の学術史的意義とその実態については、陳以愛『中国現代学術研究機構的興起——以北京大学研究所国学門為中心的探討（一九二二—一九二七）』台北：国立政治大学歴史学系、一九九九年を参照。

- (7) 本論文では、便宜的に「清朝 遺民」という語句によって、当時、清室の行く末に深い関心を寄せ、溥儀を取り巻いていた清室関係者たちを概括する。「遺臣」「遺老」もまた同義語であるが、現実の出仕に関わらず、また日本語的にも違和感の少ないものとして、「遺民」だけを専ら用いることにした。

- (8) 本論文では、便宜的に「清室」という語句によって、紫禁城の溥儀を中心とする清「皇室」を概括する。清代に制度化された機関で中華民国時代においても存続したものに、清室の家産管理機関である内務府と、宗室（広義の皇族）に関わる事務を管轄する宗人府がある。民国以後、王朝の各種機関が廃止された結果、これらの二機関は清室の内部組織としての本来の性質を明確化させた。このため、本論文ではそれらを清室の構成要素と見なし、以下でも検討対象に含める。なお、当時の清室を「小朝廷」という語句で表現する論者もいるが、歴史的評価が加味された語句なので、本論文ではそれを用いず、当時の語句のうち「清室」だけを専ら用いることにした。

- (9) 溥儀が出宮し、清室が形骸化した存在となった後、遺民たちの新たな受け皿となったのが、庚款による日本の事業、すなわち「対支文化事業」であったことは、より一層の注意が向けられるべき点である。拙稿「近代中国とアカデミー——政治史と文化史のあいだ」『人文科学年報』三二、川崎：専修大学人文科学研究所、二〇〇二年、一〇五—一二二頁参照。

- (10) 拙稿「近代中国における文物事業の展開——制度的変遷を中心に」『歴史学研究』七八九、東京：青木書店、二〇〇四年、五二—六二頁。

- (11) 拙稿「日本東亜考古学之形成与中国近現代学術之興起」甘懷真編『東亜歴史上の天下与中国概念』台北：国立台湾大学出版中心、二〇〇七年、二八六—三二四頁。

- (12) 拙稿「歴史学者と国土意識」飯島涉ほか編『シリーズ二十世紀中国史』二、東京：東京大学出版会、二〇〇九年、八一—一〇二頁、

宣統十六年の清室古物問題 (一)

および拙稿『苗族史の近代』『北海道大学文学研究科紀要』一三一・一三三・一三四、札幌：同研究科、二〇一〇～二〇一一年、一～五一・四九～一三八・一～五五頁。

- (13) 秦國経『遜清皇室軼事』北京：紫禁城出版社、一九八五年（波多野太郎監訳『溥儀——一九一二～一九二四 紫禁城の廃帝』東京：東方書店、一九九一年）。

- (14) 胡平生『民国初期の復辟派』台北：学生書局、一九八五年、胡平生『復辟運動史料』台北：正中書局、一九九二年、喻大華「重評一九二四年馮玉祥驅逐溥儀出宮事件」『學術月刊』十一、上海：上海人民出版社、一九九三年（筆者未見）、喻大華「清室優待条件」新論——兼討溥儀潛往東北の一個原因』『近代史研究』一、北京：中国社会科学出版社、一九九四年、一六一～一七七頁、喻大華「論民国政府処理遜清皇室の失誤」『史学月刊』三、鄭州：河南人民出版社、二〇〇〇年、五一～五六頁、郭星才「試析「丁巳復辟」破産後清室優待条件未遭廢除的原因」南開大学近代中国研究中心ほか編『近代中国社会、政治与思潮』天津：天津人民出版社、二〇〇〇年、一八〇～一八八頁、Rhoads, Edward J. M., *Manchus & Han: Ethnic Relations and Political Power in Late Qing and Early Republican China, 1861-1928*, Seattle: Univ. of Washington Press, 2000（王琴ほか訳『滿与漢——清末民初の族群關係与政治權力』北京：中国人民大学出版社、二〇一〇年）、沙培德（Zarrow, Peter）「溥儀被逐出宮記——一九二〇年代的中国文化与歴史記憶」『中華民国史料研究中心編』一九二〇年代的中国』台北：同中心、二〇〇二年、一～三二頁、陳肖寒「民国初年遜清歲費問題初探（一九一二～一九一六）」『西南農業大学学报（社会科学版）』七・四、重慶：同大学、二〇〇九年、九〇～九四頁、阿部由美子「中華民国北京政府時期清室・宗室・八旗与民国政府的關係」中国社会科学院近代史研究所政治史研究室編『清代滿漢關係研究』北京：社会科学文献出版社、二〇一一年、五三五～五五六頁、常書紅『辛亥革命前後の滿族研究——以滿漢關係爲中心』北京：社会科学文献出版社、二〇一一年、一四三～一五六頁。

- (15) 通史的研究としては、前掲註10拙稿「近代中国における文物事業の展開」、田部英勝「中国史における「文物」——その受容と展開」『佛教大学大学院紀要』三六、京都：同大学、二〇〇八年、十五～三十頁、張碧恵『中華民国と文物事業——国民国家建設における文物の意味』（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士學位論文）、東京：同大学、二〇一三年（本論文の入手にあたっては高出尚子氏にご助力を賜ったことを感謝する）、家永真幸「中国の「博物館」受容に関する初歩的研究」『東京医科歯科大学教養部研究紀要』四三、東京：同大学、二〇一三年、二七～四二頁および「清末中国における皇室コレクションの博物館化」同四四、二〇一四年、二

三〇三六頁がある。故宮博物院成立前の紫禁城については、前掲註3の古物陳列所に関する業績のほか、陳為「從古物陳列所到國立博古院——中國的的第一座國家博物館」『中國博物館』四、北京：中國博物館雜誌社、二〇〇九年、八六〇八九頁がある。このほか、前近代以来の伝統の中で故宮文物を論じた石守謙「清室收藏の現代転化——兼論其与中国美術史研究発展之關係」『故宮學術季刊』二三期、台北：國立故宮博物院、二〇〇五年、一〇三三頁、Wang, Cheng-hua, "The Qing Imperial Collection, Circa 1905-25: National Huilian, Heritage Preservation, and Exhibition Culture", *Reinventing the Past: Archaeism and Antiquarianism in Chinese Art and Visual Culture*, Chicago: Center for the Art of East Asia, Dep. of Art History, Univ. of Chicago, 2010, pp. 320-341, Chiang, Nicole T. C., "Redefining an Imperial Collection: Problems of Modern Impositions and Interpretations", *Journal of Art Historiography*, No. 10, Birmingham: Dep. of History of Art, The Univ. of Birmingham, 2014, pp. 1-22は、美術史的見地からの関連業績として注目すべきものである。

(16) 前掲註3吳十洲「紫禁城的黎明」一二一〇一二四頁は、内務部古物陳列所の問題としてこれに言及する。前掲註10拙稿「近代中国における文物事業の展開」註28は、故宮文物に関わる故宮博物院史の問題としてこれに言及する。

(17) 張碧恵「中華民国における「故宮文物」の意味形成——北京政府期を中心に」『中国研究月報』六三一二、東京：中国研究所、二〇〇九年、十五〇二七頁および前掲註15張碧恵「中華民国と文物事業」、大出尚子「清室財産と博物館——東三省博物館の成立、奉天故宮博物館への改称と閉鎖」、『満洲国』博物館事業の研究』東京：汲古書院、二〇一四年、五七〇九三頁、季劍青「私産」抑或「国宝」——民国初年清室古物的処置と保護』『近代史研究』六、北京：近代史研究雜誌社、二〇一三年、六二〇八一頁。

(18) 鮮喬鑾「民国初期的文物保護政策与措施」『西華大学学報（哲学社会科学版）』二七一二、成都：同大学、二〇〇八年、四六〇四九頁、鮮喬鑾「簡論北京政府（一九一二—一九二七）防止文物外流的措施」『成都大学学报（哲学社会科学版）』二、成都：同大学、二〇〇九年、二六〇二八頁、江琳「從文化建設角度看近代中国的文化保護」『歷史教学（下半月刊）』九、天津：歷史教学社、二〇〇九年、二四〇二九頁、史勇「中国近代文物事業簡史」蘭州：甘肅人民出版社、二〇〇九年、李守義「民国初期文物保護工作的歷史考察」『中国国家博物館館刊』二、北京：同博物館、二〇一一年、一二二一二三頁、黃翔瑜「民国以来古物保存法制之誕生背景試析（一九一〇—一九三〇）」『国史館館刊』三四、台北：国史館、二〇一二年、一〇四四頁、李曉東「民国文物法規史評」北京：文物出版社、二〇一三年。

宣統十六年の清室古物問題（一）

- (19) 中国第二歴史檔案館編『華民国史檔案資料匯編』三（文化）、南京：江蘇古籍出版社、一九九一年。
- (20) 後述するように、「中華博物院」設立に関わる一九二四年の史料を、当該史料集の誤記によって、一九一四年のものと誤認している点がそれである。内務部「致大總統呈并批」（前掲註19中国第二歴史檔案館編『華民国史檔案資料匯編』三（文化）、二八四～二八九頁）参照。上記諸研究のほか、古物陳列所の創設に関わった人物の一人についての、雲雪梅『金城』石家荘：河北人民出版社、二〇〇二年、十一・二〇五頁の記述もまた、同様な理由による誤りと思われる。
- (21) 前掲註10拙稿「近代中国における文物事業の展開」五六頁。
- (22) 前掲註3吳十洲『紫禁城的黎明』四三～五三頁。
- (23) 羅振玉・王国維に関する成果は多数あるが、ここでは羅繼祖主編『王国維之死』台北：祺齡出版社、一九九五年、王汎森「什麼可以成為歷史証拠——近代中国新旧史料觀點的衝突」『新史學』八一、台北：新史學雜誌社、一九九七年、九三～一三一頁（王汎森『中国近代思想与學術的系譜』台北：聯經出版事業公司、二〇〇三年に再収録）、および佐藤武敏『王国維の生涯と學問』東京：風間書房、二〇〇三年を挙げておく。国立北京大学研究所國學門とその関係者たちについては、前掲註6陳以愛『中国現代學術研究機構的興起』を参照。
- (24) 江西省蓮花県政協文史資料研究委員會編『末代帝師朱益藩』北京：海洋出版社、一九九一年、沈広杰編『金梁年譜新編』北京：現代出版社、二〇一二年。
- (25) 林志宏『民国乃敵国也——政治文化転型的清遺民』台北：聯經出版事業公司、二〇〇九年、周明之『近代中国的文化危機——清遺老の精神世界』濟南：山東大学出版社、二〇〇九年、羅惠縉『民初「文化遺民」研究』武漢：武漢大学出版社、二〇一一年。
- (26) 溥儀の出宮後における接収作業においても、清室古物だけではなく、不動産管理に関わる房産租庫の接収が行なわれ、その際に清室と善後委員会との間で紛糾が生じたことが知られる。前掲註2栗亭『故宮博物院前後五年經過記（続）』『故宮週刊』三七・三八、一九三〇年、第四版、那志良『故宮四十年』台北：台灣商務印書館、一九六六年、十五頁、および前掲註1国立故宮博物院編『故宮七十星霜』二三頁参照。
- (27) 本辦法の名称は、「内務総長朱啓鈴・司法総長章宗祥派与清皇室商訂鞏固優待条件善後辦法七条」（一九一四年十二月二六日大總統批准）であり、原文は、「四 政府對於清皇室、照優待条件、保護宗廟陵寢及其原有私産等、一切事宜、專以內務部為主管之衙門」

である（印鑄局編『法令輯覧』北京：同局、一九一七年、八〇九頁所収）。本「善後辦法」については、前掲註13秦國経『遜清皇室軼事』二五〇二七頁（波多野太郎監訳『溥儀』二七〇二九頁）に言及がある。

- (28) 袁継成ほか主編『中華民国政治制度史』武漢：湖北人民出版社、一九九一年、二八五〇二九〇頁、および殷嘯虎『近代中国憲政史』上海：上海人民出版社、一九九七年、一七七〇一八四頁参照。当該憲法の条文については、陳茹玄『中国憲法史』上海：世界書局、一九四七年、附録十五〇三三頁参照。

- (29) 前掲註17季劍青「私産」抑或「國宝」七三頁。

- (30) 同委員会を規定した原文は「第一条 國務院、依勅國務會議修正優待條件議決案、組織辦理清室善後委員會、分別清理清室公產私產、及一切善後事宜。……第三条 委員會之職務。甲 清室所管之各項財產、先由委員會接收。乙 已接收之各項財產或契据、由委員會暫為保管。丙 在保管中之各項財產、由委員會審查其屬於公私之性質、以定收回國有或交還清室、如遇必要時、得指定顧問或助理員若干人、審查之。丁 俟審查終了、將各項財產、分別公私、付各主管機關及溥儀之後、委員會即行取銷。（後略）」（『辦理清室委員會組織條例』一九二四年十一月十三日）である（『政府公報』三一〇四、北京：印鑄局、一九二四年十一月十四日、一〇四頁）。故宮博物院「公定史」の原型である前掲註2栗亭「故宮博物院前後五年經過記」、およびそれを継承した前掲註1國立故宮博物院編『故宮七十星霜』では、善後委員會の具体的接收作業に関する「点查清宮物件規則」（一九二四年十二月二十日）のみ掲載され、その基礎であるはずの「辦理清室委員會組織條例」は掲載されていない。栗亭「故宮博物院前後五年經過記（続）」『故宮週刊』十三〇十五、一九三〇年、第四版、および國立故宮博物院編『故宮七十星霜』十三〇十七頁参照。善後委員會の実務を担った当事者の一人である莊嚴は、その回顧録の中で、善後委員會を故宮博物院の「前身」と位置付け、「組織條例」全文を掲載しているが、上記第三条の丁条項を「俟審查終了、將各項財產、分別公私、交付各主管機關、及溥儀出宮之後、委員會即行取消」（傍線は筆者）と引用し、その目的が紫禁城に残された財產の公私区分にあったことについては、特に言及がない。莊嚴『山堂清話』台北：國立故宮博物院、一九八〇年、二五〇二七頁参照。

- (31) 前掲註17季劍青「私産」抑或「國宝」七三〇七四頁。

- (32) 「大總統令」一九二四年四月四日『教育公報』十一一四、北京：教育部教育公報經理処、一九二四年五月三十日、一頁、無記名「発揚文化之兩種事業」『順天時報』一九二四年五月五日、第三版、内務部「呈大總統轉陳顧維鈞等組織中華博物院懇予明令提倡擬訂大綱

宣統十六年の清室古物問題 (一)

請鑑核文(附大綱)「一九二四年八月八日(『政府公報』三〇二二、一九二四年八月二十日、五頁)、呂章申主編『中国国家博物館百年簡史(一九二二—二〇一二年)』北京・中華書局、二〇一二年、十頁十一頁、内務部『呈大總統援案籌設國立博古院請鑑核訓示文』一九二四年八月十一日(『政府公報』三〇二九、一九二四年八月二十七日、五頁)。

- (33) 前掲註1国立故宮博物院編『故宮七十星霜』、および前掲註3宋兆霖『中国宮廷博物院之権興』、李福敏『古物陳列所大事記』を参照。

- (34) 前掲註3吳十洲『紫禁城的黎明』五十頁五三頁、および前掲註17季劍青『私産』抑或『国宝』六九頁七一頁。

(35) 本論文で以下に見るように、溥儀出宮までの段階において、民国政府単独だけではなく、清室単独、あるいは清室と民国の共同事業として、紫禁城・清室古物の保全構想が存在していた。帝政の終焉の後、旧君主側が一定の便宜を受け、積極的に歴史的遺産の保全に関与していく姿は、世界的に類例のない現象である。それを可能にしたのは、民国初年の清室の特殊な地位であった。しかし、それは世界的には特殊であつても、前朝の旧王家が「革命」後も旧都にとどまり、旧領民の統治と祖先祭祀を続けることが許された周初の殷王朝のように、中国史上では類例がない話ではない。

- (36) 南京の中国第二歴史檔案館が、目下、史料公開を制限しており、北京政府関係史料の調査が当面実現しそうにないことが理由である。

- (37) Johnston, Reginald F., *Twilight in the Forbidden City*. London: Victor Gollancz Ltd., 1934 (R・F・ジョンストン著・中山理訳『先訳 紫禁城の黄昏』東京・祥伝社、二〇〇五年)、『愛新覺羅・溥儀』我的前半生』北京・中華書局、一九七七年(愛新覺羅・溥儀著・小野忍ほか訳『わが半生——満州国 皇帝の自伝』東京・筑摩書房、一九九二年)。

- (38) 中国歴史博物館編『鄭孝胥日記』北京・中華書局、一九九三年。

- (39) 『紫禁城の黄昏』が「わが半生」によって参照されていることについては、入江曜子ほか『夢の継承——あとがきにかえて』R・F・ジョンストン著・入江曜子ほか訳『紫禁城の黄昏』東京・岩波書店、一九八九年、四七九頁五〇七頁を参照。

- (40) 紹英『紹英日記』北京・国家図書館出版社、二〇〇九年。

- (41) 長春市政協文史和学習委員会編『羅振玉王国維往來書信』北京・東方出版社、二〇〇〇年、六一五頁六一六頁。

- (42) 前掲註38中国歴史博物館編『鄭孝胥日記』一九九五・二〇〇〇—二〇〇一頁。

(43) 前掲註20参照。なお、当該史料集の誤記をめぐる問題については、本論文とは全くテーマの異なる研究成果だが、前掲註12拙稿「苗族史の近代（七）」註55において一度言及したことがある。

(44) 前掲註32内務部「呈大總統陳陳顧維鈞等組織中華博物院懇予明令提倡擬訂大綱請鑑核文（附大綱）」。

《追記》脱稿後、中国の古書市場で偶然の機会に、故宮博物院故宮学研究所編『民国時期故宮博物院史学術研討会論文集』北京・同研究所、二〇一二年十一月を入手した。故宮博物院成立史に関わる優れた研究成果が多く収録されており、一日も早い公刊が待たれる。